

フリーランス・事業者間取引適正化等法は 家内労働者にも適用されます！

フリーランス・事業者間取引適正化等法における「特定受託事業者」には、「家内労働者」も含まれるため、家内労働者の取引については、引き続き家内労働法が適用されるとともに、業種横断的に共通する最低限の規律としての性質を有するフリーランス・事業者間取引適正化等法も適用されます。

そのため、家内労働法における義務のほか、**新たに下記下線部の義務が課せられますのでご注意ください。**

	家内労働法	フリーランス・事業者間取引適正化等法	両法の関係
目的	家内労働者の労働条件の向上	特定受託事業者の取引の適正化・就業環境の整備	-
対象者	家内労働者 ※ 物品の製造等を業とする者から、主として労働の対償を得るために、委託を受けて物品の製造・加工等に従事する者であって、同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするもの	特定受託事業者 ※ 業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用しない者（同居の親族を使用しても「従業員を使用」には当たらない）	「特定受託事業者」は「家内労働者」を包含
委託者の義務	家内労働手帳（法3条） 工賃の支払（法6～7条） ※ 物品を受領した日から起算して原則1月以内	取引条件の明示（3条） 期日における報酬支払（4条） ※ 給付を受領した日から起算して原則60日以内	家内労働法の義務を満たせばフリーランス・事業者間取引適正化等法の義務も満たす（下請法と同様）
	委託の打切りの予告（法5条） ※ 努力義務	中途解除等の事前予告（16条）	フリーランス・事業者間取引適正化等法の義務を満たせば家内労働法の努力義務を満たす
	就業時間（法4条）※努力義務 最低工賃（法14条） 安全及び衛生に関する措置（法17条） 届出（法26条） 帳簿の備付け（法27条）	特定業務委託事業者の遵守事項（5条） 募集情報の的確表示（12条） 育児介護等と業務の両立に対する配慮（13条） ハラスメント対策に係る体制整備（14条）	上記の関係にはなく、 個々に対応する必要がある

フリーランス・事業者間取引適正化等法について
詳しく知りたい方は以下の相談窓口にご連絡ください。

取引の適正化に関するもの
(第3条、第4条、第5条、第6条第3項)

公正取引委員会 近畿中国四国事務所
〒540-0008
大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL 06-6941-2206
近畿経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室
〒540-8535
大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館
06-6966-6037(直)

就業環境の整備に関するもの
(第12条、第13条、第14条、第16条、第17条第3項)

滋賀労働局 雇用環境・均等室
〒520-0806
大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎4階
TEL 077-523-1190

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が 2024年11月1日に施行されました。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化
 - ②フリーランスの方の就業環境の整備
- を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス (特定受託事業者) (受託事業者)	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者 (特定業務委託事業者)	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合もありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと